

「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた  
遠隔教育の活用に係る留意事項」に関する Q&A

Q1 中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業について、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A1 第2の1に記載のとおり、中学校等においては、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師による対面指導が原則となります。ただし、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合や特定の教科の免許状を有する教師の休職等に伴い年度途中で急遽短期間遠隔授業を実施する場合、習熟度別指導と組み合わせ、高度な内容を学習するグループを対象とした専門家による遠隔指導を行う場合などに、生徒の学びの機会を充実する観点から、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが考えられます。

このほか、「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」においては、義務教育においては、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されていること等を踏まえ、子供たちの興味・関心を喚起し、児童生徒の学習をより充実させるものとして、特に、プログラミングや英語等の外部人材の有効な活用が期待される分野における発展的な学習活動のほか、各教科や総合的な学習の時間等における探究的な学習活動、教科等横断的な学習等において、「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業も含む遠隔教育の活用が提言されているところですので、こうした分野における活用も期待される場所です。

また、文部科学省においては、中間まとめを踏まえ、別途、「免許外教科担任の教科等に関する指針」において、免許外教科担任の解消に向けて、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが望ましい旨を明確化することを予定しています。（「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業において外部人材を招聘したり、「教科・科目充実型」の遠隔授業において特別非常勤講師を配置したりする際に活用可能な国の事業については Q3 を参照。）

特に技術科に関しては、「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について（通知）」（令和6年2月13日付け文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）等により通知しているとおおり、遠隔教育の推進を通じた指導体制の一層の充実が求められている場所ですので、それぞれの実情に応じ、免許外教科担任の解消に向けて「教科・科目充実型」の遠隔授業を適切に活用することが考えられます。

なお、令和元年度から令和5年度までに「遠隔教育特例校」として文部科学大臣の指定を受けた中学校等における主な活用事例は以下のとおりです。

- ① 離島にある小規模校の生徒に対し、一部の教科について、通常は本島の学校を本務校とする教師が当該小規模校に赴き、対面で指導を行っているが、天候不順等でフェリーが出航できない日が続いた場合も想定し、実技指導を要さない内容を遠隔で指導できるように、あらかじめ体制を整備する（遠隔授業は対面指導が実施できない場合に限って活用）。
- ② 当該教科の免許状を有する教師を確保できない教科について、小規模校と他の学校を遠隔でつなぎ、小規模校の生徒に対して、他の学校から遠隔で指導を行う。あわせて、受信校である小規模校の生徒が配信校に赴き、配信校の生徒と対面での合同

授業も実施する。

- ③習熟度別指導と組み合わせ、より高度な内容を学習するグループについては、教室に教師を配置した上で、特別免許状を有する専門家が遠隔で指導を行い、もう一方のグループに対しては、当該教科の免許状を有する教師による対面指導を実施する。

Q2 遠隔授業において外部人材を活用するときに留意すべきことはあるか。

A2 生徒が日々の学習内容と関連付けながら理解を深められるよう、各教科等における学習との関連付けを適切に行うとともに、外部人材と当該中学校等の教師が打ち合わせを行うなどして、生徒の学習状況や、指導を行う内容の当該教科・教育課程全体における位置づけ等について、事前に共通理解を図っておくことが重要です。

Q3 「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業において、外部人材が遠隔から授業に参加したり、「教科・科目充実型」の遠隔授業において特別非常勤講師を配置したりする際に活用できる国の事業はあるか。

A3 令和6年度においては、「補習等のための指導員等派遣事業」の「学力向上を目的とした学校教育活動支援」が活用可能です。

Q4 「教科・科目充実型」の遠隔授業における「都道府県教育委員会等の適切な関与」とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A4 中学校等における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に当たっては、第2の5に記載のとおり、兼務発令等により配信側の教師に受信側の中学校等の教員の身分を持たせるため、人事上の手続が必要となります。したがって、県費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会や指定都市教育委員会においては、この機会をとらえて、域内全体の教育水準の維持向上を図る立場から、当該中学校等のみならず、域内全体の指導・運営体制を踏まえつつ、基準に照らして当該遠隔授業を行うことが適切であるか、また、当該遠隔授業の内容や実施方法が適正なものであるかといった点を確認することが求められます。

また、都道府県教育委員会は、市区町村に対し、教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助を行うことができることから、例えば「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施するに当たって参考となる取組を紹介したり、中学校等が活用できる事業等を実施したりすること等が考えられます。

さらに、一部の都道府県教育委員会においては、都道府県立の遠隔授業配信センターを設置するに当たり、高等学校に対する遠隔授業の配信拠点とするだけでなく、中学生に対する学びの拠点とすることを目指す例もみられています。今般の制度改正により、免許法第16条の5第2項の中学校専科担任についても、配信側で授業を行う者とするを可能としたことも踏まえ、免許外教科担任の解消という観点も含め、都道府県教育委員会等による積極的な取組が期待されます。

Q5 第2の5に関し、配信側の教師について、一定の場合においては、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこととされているが、免許外教科担任を配

置することは可能なのか。

A5 第2の5に記載のとおり、配信側の教師は、主たる授業責任者として、受信側の教師と連携・協働し、共に授業を構築しながら、授業計画の作成や学習評価を行うものであるため、免許法附則第2項の免許外教科担任を配信側の教師とすることは、本制度の趣旨に合致せず、認められません。

Q6 第2の6に関し、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教室に特別非常勤講師を配置する場合において、受信側の教師としての配置のみを目的に特別非常勤講師を新たに任用することは可能なのか。

A6 受信側の教師については、特に義務教育段階である中学校等においては、質の高い教育と生徒の安全・安心を保障するという観点から、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、個々の生徒や学級の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが不可欠であることを踏まえて配置するものであり、受信側の教師としての配置のみを目的として教師を任用することは、こうした観点から想定しにくいものと考えられます。

また、既に学校に配置されている特別非常勤講師を、教授又は実習を担当しようとする「教科の領域の一部」に関する事項として届出を行った事項以外に関して、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教師として配置することは可能ですが、特別非常勤講師の制度は、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、相当免許主義の例外として、相当免許状を有しない者に教科の領域の一部の教授又は実習を担当させるための制度であることから、「教科・科目充実型」の遠隔授業の受信側の教師として配置することのみを目的として新たに任用することは、制度上想定されません。

(例えば、教科Aの授業の受信側の教師として配置するためだけに、実際に担任する予定が無いにも関わらず教科Bの領域の一部の教授を担当させる特別非常勤講師を任用するということは、制度上想定されない。なお、教科Aの領域の一部の教授を担当させる特別非常勤講師として届出を行った者を教科Aの授業の受信側の教師として配置することは当然可能であり、その場合には、当該遠隔授業は「教科・科目充実型」ではなく、「合同授業型」又は「教師支援型」の扱いとなる。)

Q7 免許外教科担任の解消や支援に向けて、どのような遠隔授業の活用が考えられるのか。

A7 免許外教科担任の解消に向けては、A1のとおり、受信側には当該教科に係る免許外教科担任以外の当該中学校等の教師を配置し、相当免許状所有者（特別非常勤講師や中学校専科担任を含む。以下同じ）が遠隔で指導を行う「教科・科目充実型」の遠隔授業を活用することが考えられます。

また、やむを得ず免許外教科担任が授業を担当せざるを得ない場合にも、受信側に当該免許外教科担任を配置しつつ、相当免許状保有者や当該教科の専門家等に遠隔で当該授業に参画してもらうことは、専門性を重視した指導が可能となり授業の質を高

める上で効果的であることに加え、免許外教科担任の支援にもつながることが期待されます。なお、このように、受信側の教師として当該教科の免許外教科担任が配置されている場合は「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業という扱いとなるため、そもそも施行規則第 77 条の 2 の規定に基づく特例による必要はありません。

さらに、免許外教科担任の負担軽減のため、当該教科に係る全ての授業を当該免許外教科担任が担当するのではなく、当該教科の領域の一部（例えば、「技術」の中の「プログラミング」に係る授業）について、相当免許状保有者が遠隔で指導し、その間の受信側教師として、当該免許外教科担任以外の教師を配置することも考えられます。この場合には、施行規則第 77 条の 2 の規定に基づく「教科・科目充実型」の遠隔授業となり、必要な基準を満たす必要があることに留意が必要です。

Q8 一つの教室内において、個別最適な学びの複線化により、一斉授業や個別学習、グループ別学習等が同時並行で行われ、その中の一部において遠隔授業が取り入れられているような場合には、「教科・科目充実型」の遠隔授業となるのか。

A8 同一の教室内において、1人1台端末等を活用しながら、生徒の興味関心や習熟度等に応じ、複数の学習形態が並行して行われる中で遠隔授業を取り入れる場合、当該授業を担当する教師が各生徒の学習状況等を適切に把握し、指導しているのであれば、当該授業は「合同授業型」又は「教師支援型」の授業となり、施行規則第 77 条の 2 の規定に基づく特例による必要はありません。

Q9 複式学級を有する小学校において、他の小学校から複式学級の一方に在籍する学年の児童に対して遠隔で授業を行うことは可能なのか。その場合における教師の配置はどのように考えれば良いか。

A9 小学校の児童は、個々の状況等に応じたきめ細かな指導・支援がより一層重要であることから、質の高い教育と児童の安全・安心を保障するため、配置された教師による対面指導が原則となります。

その上で、同一の教室内において、複式学級に在籍する一方の学年の児童に対して学級担任が直接指導を行っている間、もう一方の学年の児童と他の小学校の授業や外部の専門家等を遠隔でつなぐ形で、「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用した活動場面を設けることは可能です。ただし、この場合においても、当該学級の学習指導及び学習評価は学級担任の責任の下で行われる必要があることから、学級担任が作成した指導計画に基づき、対面指導と適切に組み合わせながら、学級担任が児童の学習状況等を適切に把握し、指導することが可能な範囲内で実施することが想定されます。

したがって、例えば学級担任が児童の学習内容や学習状況を把握せず、他の小学校の教師や外部の専門家が授業の大部分を遠隔で指導するなど、学級担任の責任の範疇を超えて、児童に対して遠隔から実質的に指導しているとみなされるような運用は適切ではありません。

なお、小学校においても、児童のいる教室に配置される教師は、普通免許状を有する教師のみならず、臨時免許状又は特別免許状所有者や、特別非常勤講師の制度を活用して任用した教師や専科担任も含まれます。